

(平成20年2月15日 芦屋市予防接種運営委員会 資料)

平成20年2月13日

芦屋市医師会 御中

芦屋市保健福祉部健康課
(芦屋市保健センター)

定期の予防接種実施要領の改正点について

予防接種行政につきましては、日頃より、御理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成20年1月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課から芦屋市健康福祉事務所を通じて事務連絡がありました。

内容は、本年4月より、中学1年生及び高校3年生に相当する年齢の者に対し、予防接種法に基づき定期の予防接種を実施する等、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)及び定期の予防接種実施要領の改正について準備を進めており、若干の変更の可能性はあるものの、平成20年4月1日からの実施に向け各市区町村における準備に資するため、連絡するものとされています。

つきましては、主な項目について別紙のとおり報告しますので、各医療機関におかれましてもご周知のうえご協力のほどお願い申し上げます。

定期の予防接種実施要領の改正点について（抜粋）

総論部分

主要な改正・新規項目として挙げられた9項目のうち主な4項目

1 「予防接種に関する周知」について（麻しん、風しんの第3期・第4期のうち女性が対象）

【新たに盛り込まれた事項】

麻しん・風しんの第3期・第4期の予防接種のうち女性については、妊娠中の予防接種が禁忌事項であること及び接種後2ヶ月間は妊娠を避けるべき旨を必ず説明すること

2 「予診票」について（1類疾病全ての予防接種共通）

【改正した事項】様式の区分

改正前の予診票については、全ての疾病に様式二を用いることとしていたが、改正後は、以下の3つの様式に分けること。

（1）様式二

ジフテリア、百日せき、破傷風、日本脳炎、ポリオ及びBCGの全対象者

麻しん、風しんの第1期、第2期の全対象者

乳幼児、小学生を対象とした予診票

（2）様式三

麻しん、風しんの第3期（中学1年生相当：新規）、第4期（高校3年生相当：新規）の対象者のうち接種を受ける者に対して保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合

（3）様式四

麻しん、風しんの第3期（中学1年生相当：新規）、第4期（高校3年生相当：新規）の対象者のうち接種を受ける者に対して保護者が同伴しない場合

【新たに盛り込まれた事項】問診事項の追加

市区町村長は、麻しん風しんの第3期・第4期対象者のうち、女性に関しては、予防接種の不適合者であるか否かの判断に資するため、妊娠している者、又はその可能性がある者か否かを確認する項目を設けること。

3 「予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者」について（麻しん、風しんの第3期・第4期の予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】

（1）保護者の同伴要件の緩和

個別接種及び集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であるとしたこと。ただし、第3期・第4期の予防接種において、保護者が同伴しない場合でも、様式第四の予診票により、あらかじめ保護者の同意が確認できた者は、保護者の同伴を要しないこと。

【確認する事項】

保護者が予診票の自署欄に署名していること。

被接種者の当日の体調が、予防接種の不適合な状態ではないこと。

ただし、第4期対象者のうち、本人が婚姻状態にある者については、もとより同伴を必要としないため、対象外である（民法第753条では、婚姻により成年に達したものとみなされるため）。

(2) 女性に対する予防接種不適合者の確認

市区町村長は、麻しん風しんの第3期・第4期の対象者のうち、女性への接種に際して、予防接種の不適合者（妊娠している者又はその可能性がある者）であるか否かに注意する必要があること。例えば、予診票に記載された内容だけでは判断せず、必ず本人に口頭で確認し、妊娠又はその可能性がある場合は、予防接種不適合者である旨を伝え、出産後又は妊娠していないことが確認された後の適当な時期に接種するよう勧めること。その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともにプライバシーに十分配慮すること。

4 「予防接種後副反応等に関する説明と同意」について（麻しん、風しんの第3期・第4期の予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】保護者が同伴しない場合は、事前に**予防接種後副反応等**の説明と予防接種の実施の同意が必要なこと

市区町村長は、麻しん、風しんの第3期・第4期の予防接種において、保護者が同伴しない者については、事前に配布する様式第四の予診票に保護者の自署を確認すること。

保護者の自署が確認できた場合は、保護者は予防接種に関する効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度等について説明を受け、被接種者の接種に同意したものとみなすことができるものとする。

ただし、第4期対象者のうち、本人が婚姻状態にある者については、もとより同伴を必要としないため、対象外である（民法第753条では、婚姻により成年に達したものとみなされるため）。

1 既罹患患者への混合ワクチンの使用について（ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種及び麻しん、風しんの予防接種対象）

【新規事項】既罹患患者への混合ワクチンを可能とすること

既罹患患者については、未罹患疾病の予防接種を実施するために、未罹患疾病に対応するワクチン成分を含んだ混合ワクチンを接種することを可能とすること（ワクチン成分に対応する疾病の全てに罹患している者は除きます）。

（1）ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種における具体的な例示

（D：ジフテリア P：百日せき T：破傷風）

罹患状態がいずれか1疾病の場合

（罹患している疾病）	（目的とする予防接種）	（使用可能なワクチン）
D	P Tの予防接種	D P T混合ワクチン
P	D Tの予防接種	D P T混合ワクチン若しくは D T混合トキソイド
T	D Pの予防接種	D P T混合ワクチン

罹患状態がいずれか2疾病の場合

（罹患している疾病）	（目的とする予防接種）	（使用可能なワクチン）
D T	Pの予防接種	D P T混合ワクチン
D P	Tの予防接種	D P T混合ワクチン若しくは D T混合トキソイド
T P	Dの予防接種	D P T混合ワクチン若しくは D T混合トキソイド

ただし、第2期の予防接種に使用するワクチンは、D T混合トキソイドのみとすること。

（2）麻しん、風しんの予防接種における具体的な例示

（M：麻しん R：風しん）

罹患状態がいずれか1疾病の場合

（罹患している疾病）	（目的とする予防接種）	（使用可能なワクチン）
M	Rの予防接種	M R混合ワクチン若しくは R単抗原ワクチンの使用
R	Mの予防接種	M R混合ワクチン若しくは M単抗原ワクチンの使用

2 接種対象者について（麻しん、風しんの予防接種が対象）

【新たに盛り込まれた事項】接種対象者の追加

改正前から実施している第1期・第2期に加えて、第3期（中学1年生に相当する年齢）・第4期（高校3年生に相当する年齢）が新たに予防接種の対象に追加される。予防接種と使用ワクチンの組合せ等接種の仕方は、以下のとおりである。

接種期間：当該年齢になる日が属する1年度間

接種回数：1回

接種量：0.5ミリリットル

接種方法：皮下接種

(予防接種) (使用可能なワクチン)

麻しんの接種

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン

のどちらも使用可能

乾燥弱毒生麻しんワクチン

風しんの接種

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン

のどちらも使用可能

乾燥弱毒生風しんワクチン

麻しん風しん同時接種

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン

3 接種間隔の表示について(ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種、急性灰白髄炎の予防接種及び日本脳炎の予防接種が対象)

【改正した事項】接種間隔の表示を週単位から日単位へ変更

ジフテリア、破傷風及び百日せきの予防接種の第1期初回における3回の予防接種については、それぞれの接種の間隔が3週間から8週間までの間隔と規定されていたところであるが、日単位に変更し、20日から56日までの間隔とすること。

また、急性灰白髄炎の予防接種における2回の予防接種については、接種間隔が6週間以上の間隔と規定されていたところであるが、日単位に変更し、41日以上の間隔とすること。

さらに、日本脳炎の予防接種の第1期初回における2回の予防接種についても、それぞれの接種の間隔が1週間から4週間までの間隔と規定されていたところであるが、日単位に変更し、6日から28日までの間隔とすること。

4 予防接種実施規則第9条及び第15条に規定する定期の予防接種の間隔について(ジフテリア、百日せき破傷風の予防接種及び日本脳炎の予防接種が対象)

【新たに盛り込まれた事項】実施規則に規定する期間内に発熱等の医学的要因により接種できなかった者の取り扱い

実施規則に規定する期間内に発熱等の医学的要因により接種できなかった者の取り扱いについては、ジフテリア、破傷風、百日せきの予防接種の第1期初回における合計3回の予防接種において、それぞれの疾病に対する接種の間隔である最短20日から最長56日の間に、発熱等の医学的要因によって、期間内に接種できなかった場合、その状態が解消された後、速やかに接種した者であれば、期間外の接種に関わらず、定期接種とみなすことができること。

また、日本脳炎の予防接種の第1期初回における合計2回の予防接種についても、それぞれの接種の間隔である最短6日から最長28日の間に、発熱等の医学的要因によって、期間内に接種できなかった場合にも、同様の取り扱いができること。